

弁護士 山下江の  
実務に役立つ  
企業法務の基礎  
第18回

インターネット上の契約  
約について

ングの場合  
約款で、準拠法や裁判管轄を  
定めていることが多いのでそれ  
に従うことになります。

インターネット上の契約の  
成立

インターネット上の契約の  
成立

(1) 成立時期

①原則は「申込」と「承諾」  
という両当事者の意思表示の合  
致があつたときです。

②インターネットショッピング

の場合は、消費者保護の観  
点から「電子消費者契約及び電  
子承諾通知に関する民法の特例  
に関する法律」(電子消費者特  
例)が適用されます。

それによると、業者の承諾の  
通知が消費者に到達したときに  
契約成立となります。ここで、

「消費者に到達したとき」と  
は、消費者がメールサーバーに  
アクセス可能となつた時点を言  
います。ですから、消費者が業  
者からの承諾通知メールを見て  
いないくとも契約は成立したこと  
になります。

法律上の整理をしますと、業  
者のサイト上の商品展示は消

費者に対する契約「申込の勧  
誘」ということ、これに対する  
消費者の商品クリック・送信  
が、契約の「申込」となり、業  
者の返信が同「申込」に対する  
「承諾」で、ここで契約が成立  
ということになります。

(2) 署名・押印

一般的な場合と同様に、ここ  
でも、署名・押印は契約成立の  
要件ではありません。念のた  
め、別途書面で署名・押印する  
こともあります。

(3) 書面を要する契約

の請負契約、農地の賃貸借契約  
など)について  
電子メールは書面に当たらな  
いとされているので、これら

(前述2例)についてはメール

のやり取りのみでは契約は成立  
しません。

しかし、すべての書面を要す  
る契約を同様に扱うと、せつか  
くのインターネットの利便性が  
失われることとなります。

そこで、「書面の交付等に関する  
情報通信の技術の利用のた  
めの関係法律の整備に関する法  
律」(IT書面一括法)は、例

費者に対する契約「申込の勧  
誘」ということ、これに対する  
消費者の商品クリック・送信  
が、契約の「申込」となり、業  
者の返信が同「申込」に対する  
「承諾」で、ここで契約が成立  
ということになります。

費用に対する契約「申込の勧  
誘」ということ、これに対する  
消費者の商品クリック・送信  
が、契約の「申込」となり、業  
者の返信が同「申込」に対する  
「承諾」で、ここで契約が成立  
ということになります。

特定商取引に関する法律や保  
険業法、旅行業法など消費者保  
護の見地から業者に書面交付を  
義務づけているもの(関係法律  
全50本)につき、書面の交付に  
代えて、顧客の承諾を得て、書  
面に記載すべき事項を情報通信  
の技術を利用して方針により提  
供することができるとしたこと  
です。

(4) 「電子消費者特例」は、  
操作ミス・軽率なクリックから  
の消費者保護を定めています。  
すなわち、事業者による確認  
措置の提供がなかつた場合等に  
ついて、取引の安全性を保護す  
る民法95条但書(重過失者の錯  
誤無効排除)に間違つてクリック  
してしまつたから契約は錯誤無  
効だという主張は、重過失によ  
るクリックなので排除されると  
いうこと)の適用が排除されま  
す。事業者は、消費者が最終的  
な申込となるボタンを押す(ク  
リックする)前に、契約内容を  
表示してそこで訂正する機会を  
与える画面措置をとることによ  
り取引安全を確保すべきです。

- (1) 準拠法・裁判管轄  
当事者間で取り決めがあると  
きは、それに従いますが、取り  
決めがないときは、当該法律行  
為に最も密接な関係がある国の  
法によることになります(法適  
用通則法8条)。
- (2) インターネットショッピ

- 適用される法律・裁判管轄  
(1) 準拠法・裁判管轄  
当事者間で取り決めがあると  
きは、それに従いますが、取り  
決めがないときは、当該法律行  
為に最も密接な関係がある国の  
法によることになります(法適  
用通則法8条)。

- 適用される法律・裁判管轄  
(1) 準拠法・裁判管轄  
当事者間で取り決めがあると  
きは、それに従いますが、取り  
決めがないときは、当該法律行  
為に最も密接な関係がある国の  
法によることになります(法適  
用通則法8条)。

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島弁護士会所属

山下江

検索

企業法務専門サイトあります  
http://www.hiroshima-kigyo.com

まずはお気軽に  
お電話下さい  
相談予約専用  
フリーダイヤル  
0120-7834-09  
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455

予約受付:平日9時~20時、土曜10時~17時  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀4番27号7階  
TEL 0570-008450 FAX 0570-008455

◆相談料:30分 5,000円

◆借金、離婚、相続、交通事故などを扱っています

機動力と総合力で企業トラブルを解決します

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー

第3回「中小企業のための独占禁止法」講師:弁護士 山下江

独占禁止法は中小企業には関係ないと思っていらっしゃいませんか。その認識は間違います。独占禁止法は、私の独占の禁止のみならず、大企業の不当な行為から中小企業を守るために法律でもあります。独占法により自社を守ることができます。是非この機会に、内容を理解していただければと思います。

日時:平成23年9月27日(火) 18:30~ 会場:八丁堀シャンテ  
詳しくは当事務所HP「お知らせ」企業法務セミナー情報をご覧ください。